



# 鳥取県公報

令和5年12月26日（火）  
号外第99号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（43）（人事企画課）・・・3 鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則（44）（〃）・・・7
◇ 教委規則	現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（11）（教育人材開発課）・・・9
◇ 人委規則	職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（45）（給与課）・・・15 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（46）（〃）・・・17 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（47）（〃）・・・18 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（48）（〃）・・・21
◇ 病院局管理規程	鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（10）（総務課）・・・24

## 公布された規則のあらまし

## ◇現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

現業職員の給料について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給料に準じて改める。

## 2 規則の概要

(1) 給料表の給料月額を改める。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とし、令和5年4月1日から適用する。

イ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部が改正され、鳥取県情報公開審査会に鳥取県個人情報保護審査会を統合し、鳥取県情報公開・個人情報保護審査会に改組することとされたことに伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 鳥取県行政組織規則の一部改正

附属機関の庶務担当機関を定めた規定中、鳥取県個人情報保護審査会及び鳥取県情報公開審査会に関する規定を削り、鳥取県情報公開・個人情報保護審査会に関する規定を加える。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

事務管理及び庶務に関する事務に関する権限を定めた規定中、附属機関の名称を改める。

(3) 鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部改正

特定歴史公文書等の利用請求に対する決定等について定めた規定中、附属機関の名称を改める。

(4) 施行期日は、令和6年1月1日とする。

# 規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第43号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900
	2	163,200	209,700	242,400
	3	164,400	211,400	243,800
	4	165,500	212,900	245,200
	5	166,600	214,400	246,400
	6	167,700	216,200	248,000
	7	168,800	217,900	249,500
	8	169,900	219,600	250,900
	9	170,900	221,100	252,000
	10	172,300	222,600	253,400
	11	173,600	224,100	254,900
	12	174,900	225,600	256,200
	13	176,100	226,800	257,500
	14	177,600	228,200	258,700
	15	179,100	229,600	259,900
	16	180,700	231,000	261,100
	17	181,800	232,400	262,300
	18	183,200	234,000	263,600
	19	184,600	235,500	264,900
	20	186,000	236,900	266,200
	21	187,300	238,100	267,600
	22	189,600	239,700	269,100
	23	191,800	241,200	270,700
	24	194,000	242,600	272,200
	25	196,200	243,600	273,800
	26	197,900	245,100	275,500
	27	199,400	246,400	277,100
	28	200,900	247,600	278,700
	29	202,400	248,700	280,300
	30	203,800	249,700	281,800
31	205,200	250,600	283,300	

32	206,600	251,500	284,800
33	208,000	252,400	285,900
34	209,300	253,300	287,500
35	210,600	254,100	289,000
36	211,900	254,900	290,500
37	213,200	255,600	291,900
38	214,400	256,700	293,500
39	215,600	257,900	295,100
40	216,700	259,000	296,700
41	217,800	260,200	298,200
42	218,900	261,400	299,800
43	219,900	262,500	301,300
44	220,900	263,600	302,800
45	221,800	264,700	304,400
46	222,700	265,800	306,000
47	223,600	266,900	307,600
48	224,500	267,900	309,100
49	225,400	268,900	310,000
50	226,300	269,900	311,500
51	227,200	270,900	313,000
52	228,100	271,800	314,600
53	228,900	272,700	316,200
54	229,800	273,600	317,800
55	230,700	274,500	319,300
56	231,500	275,400	320,800
57	231,800	276,300	322,200
58	232,600	277,200	323,400
59	233,300	278,100	324,500
60	233,900	279,000	325,600
61	234,500	280,000	326,300
62	235,200	281,000	327,200
63	235,800	281,900	328,000
64	236,300	282,800	328,800
65	236,800	283,300	329,600
66	237,300	284,000	330,000
67	237,800	284,700	330,600
68	238,400	285,600	331,300
69	238,900	286,600	332,100
70	239,400	287,400	332,800
71	239,900	288,200	333,500
72	240,400	289,000	334,100
73	240,900	289,700	334,600
74	241,400	290,200	335,200
75	241,800	290,600	335,700
76	242,300	291,000	336,300

77	242,800	291,200	336,600
78	243,300	291,500	337,100
79	243,800	291,700	337,500
80	244,300	292,000	337,900
81	244,700	292,200	338,300
82	245,200	292,400	338,800
83	245,600	292,700	339,300
84	246,000	292,900	339,800
85	246,400	293,200	340,100
86	246,800	293,500	340,500
87	247,200	293,800	341,000
88	247,600	294,100	341,400
89	248,000	294,400	341,700
90	248,500	294,800	342,100
91	248,800	295,100	342,600
92	249,100	295,500	343,000
93	249,400	295,700	343,200
94		295,900	343,600
95		296,200	344,100
96		296,600	344,500
97		296,800	344,700
98		297,100	345,100
99		297,500	345,500
100		297,900	345,800
101		298,100	346,100
102		298,400	346,500
103		298,800	346,900
104		299,100	347,300
105		299,300	347,800
106		299,600	348,200
107		300,000	348,600
108		300,300	349,000
109		300,500	349,500
110		300,900	349,900
111		301,300	350,200
112		301,600	350,500
113		301,800	351,000
114		302,000	351,400
115		302,300	351,700
116		302,700	352,000
117		302,900	352,500
118		303,100	
119		303,400	
120		303,700	
121		304,100	

	122		304,300	
	123		304,600	
	124		304,900	
	125		305,200	
定年前再任用短時間勤務職員		174,600	213,600	246,800

備考 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(給与改定に伴う在職者の給与の調整)
- 2 この規則の施行の際現に職員である者については、改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。  
(経過措置)
- 4 改正後の規則の規定の適用については、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の適用を受ける者の例により、必要な調整を行うことができる。
- 5 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第44号**

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(附属機関の庶務担当機関)</p> <p>第155条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">附属機関</th> <th style="text-align: center;">庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black; vertical-align: top;">鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</td> <td style="border: 2px solid black; vertical-align: top;">                     県民参画協働課(政策法務課及び市町村課が担当する事務を除く。)                      政策法務課(鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第22条第4号に掲げる事項の調査審議に関する事務に限る。)                      市町村課(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項に規定する事項の調査審議に関する事務に限る。)                      略                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	附属機関	庶務担当機関	略		鳥取県情報公開・個人情報保護審査会	県民参画協働課(政策法務課及び市町村課が担当する事務を除く。) 政策法務課(鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第22条第4号に掲げる事項の調査審議に関する事務に限る。) 市町村課(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項に規定する事項の調査審議に関する事務に限る。) 略	略		<p>(附属機関の庶務担当機関)</p> <p>第155条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">附属機関</th> <th style="text-align: center;">庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black; vertical-align: top;">鳥取県個人情報保護審査会</td> <td style="border: 2px solid black; vertical-align: top;">                     県民参画協働課(市町村課が担当する事務を除く。)                      市町村課(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項に規定する事項の調査審議に関する事務に限る。)                      鳥取県情報公開審査会                 </td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black; vertical-align: top;">鳥取県情報公開審査会</td> <td style="border: 2px solid black; vertical-align: top;">                     県民参画協働課(政策法務課が担当する事務を除く。)                      政策法務課(鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第22条第2号に掲げる事項の調査審議に関する事務に限る。)                      略                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	附属機関	庶務担当機関	略		鳥取県個人情報保護審査会	県民参画協働課(市町村課が担当する事務を除く。) 市町村課(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項に規定する事項の調査審議に関する事務に限る。) 鳥取県情報公開審査会	鳥取県情報公開審査会	県民参画協働課(政策法務課が担当する事務を除く。) 政策法務課(鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第22条第2号に掲げる事項の調査審議に関する事務に限る。) 略	略	
附属機関	庶務担当機関																		
略																			
鳥取県情報公開・個人情報保護審査会	県民参画協働課(政策法務課及び市町村課が担当する事務を除く。) 政策法務課(鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第22条第4号に掲げる事項の調査審議に関する事務に限る。) 市町村課(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項に規定する事項の調査審議に関する事務に限る。) 略																		
略																			
附属機関	庶務担当機関																		
略																			
鳥取県個人情報保護審査会	県民参画協働課(市町村課が担当する事務を除く。) 市町村課(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項に規定する事項の調査審議に関する事務に限る。) 鳥取県情報公開審査会																		
鳥取県情報公開審査会	県民参画協働課(政策法務課が担当する事務を除く。) 政策法務課(鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第22条第2号に掲げる事項の調査審議に関する事務に限る。) 略																		
略																			

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第2条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表(第3条、第4条、第6条、第11条関係)</p> <p>一般の事務に係る事務処理権限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事項</th> <th style="text-align: center;">事務処理権限の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">専決権者</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">委任決裁権者</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	事項	事務処理権限の区分		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">専決権者</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">委任決裁権者</td> </tr> </table>		専決権者		委任決裁権者	<p>別表(第3条、第4条、第6条、第11条関係)</p> <p>一般の事務に係る事務処理権限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事項</th> <th style="text-align: center;">事務処理権限の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">専決権者</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">委任決裁権者</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	事項	事務処理権限の区分		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">専決権者</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">委任決裁権者</td> </tr> </table>		専決権者		委任決裁権者
事項	事務処理権限の区分																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">専決権者</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">委任決裁権者</td> </tr> </table>		専決権者		委任決裁権者												
	専決権者																
	委任決裁権者																
事項	事務処理権限の区分																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">専決権者</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">委任決裁権者</td> </tr> </table>		専決権者		委任決裁権者												
	専決権者																
	委任決裁権者																

種類	内容	知事	部長	課長	会計担当職員	地方機関の長	副知事	部長	局長	課長	地方機関の長
略	略										
二 事 務管 理及 び庶 務に 関す る事 務	10 附属機関に対す る諮問又は調停、 審査若しくは調査 の要求 (一) <u>鳥取県情報</u> <u>公開・個人情報</u> <u>保護審査会等特</u> <u>に重要なもの</u>  (二) 略										
略	略										
略	略										

(鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則（平成23年鳥取県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(利用請求に対する決定等) 第6条 略 2～4 略 5 館長は、前項の規定による通知をした場合は、 <u>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</u> にその旨を 報告しなければならない。	(利用請求に対する決定等) 第6条 略 2～4 略 5 館長は、前項の規定による通知をした場合は、 <u>鳥取県情報公開審議会</u> にその旨を報告しなければ ならない。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。



# 教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

## 鳥取県教育委員会規則第11号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(昇給等の基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前2項の規定にかかわらず、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の給料月額は、給料表の<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の欄に掲げる<u>基準給料月額</u>のうち、その者の属する職務の級に応じた額(当該職員が退職をした日の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額とする。以下この項において「<u>7割水準額</u>」という。)が当該額に達しない場合にあつては、<u>7割水準額</u>)を基礎として、給与条例の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>6 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。)及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。)の給料月額は、第2項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、<u>給与条例の適用を受ける育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数を乗じて得た</u></p>	<p>(昇給等の基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第2項の規定にかかわらず、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員の給料月額は、給料表の<u>再任用職員</u>の欄に掲げる<u>給料月額</u>のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>6 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額は、<u>前3項</u>の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、<u>勤務割合</u>を乗じて得た額とする。</p>

<p>額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 <u>当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級及び第3条第3項及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p> <p>6 <u>前項の規定は、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員には適用しない。</u></p> <p>7 <u>附則第5項の適用を受ける職員には、給与条例の規定の適用を受ける者の例により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p> <p>8 <u>前3項に定めるもののほか、附則第5項の規定による給料月額その他前3項の規定の施行に関し必要な事項は、給与条例の適用を受ける者の例による。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略</p>
--	---

第2条 現業職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900
	2	163,200	209,700	242,400
	3	164,400	211,400	243,800
	4	165,500	212,900	245,200
	5	166,600	214,400	246,400
	6	167,700	216,200	248,000
	7	168,800	217,900	249,500
	8	169,900	219,600	250,900
	9	170,900	221,100	252,000
	10	172,300	222,600	253,400
	11	173,600	224,100	254,900
	12	174,900	225,600	256,200
13	176,100	226,800	257,500	

14	177,600	228,200	258,700
15	179,100	229,600	259,900
16	180,700	231,000	261,100
17	181,800	232,400	262,300
18	183,200	234,000	263,600
19	184,600	235,500	264,900
20	186,000	236,900	266,200
21	187,300	238,100	267,600
22	189,600	239,700	269,100
23	191,800	241,200	270,700
24	194,000	242,600	272,200
25	196,200	243,600	273,800
26	197,900	245,100	275,500
27	199,400	246,400	277,100
28	200,900	247,600	278,700
29	202,400	248,700	280,300
30	203,800	249,700	281,800
31	205,200	250,600	283,300
32	206,600	251,500	284,800
33	208,000	252,400	285,900
34	209,300	253,300	287,500
35	210,600	254,100	289,000
36	211,900	254,900	290,500
37	213,200	255,600	291,900
38	214,400	256,700	293,500
39	215,600	257,900	295,100
40	216,700	259,000	296,700
41	217,800	260,200	298,200
42	218,900	261,400	299,800
43	219,900	262,500	301,300
44	220,900	263,600	302,800
45	221,800	264,700	304,400
46	222,700	265,800	306,000
47	223,600	266,900	307,600
48	224,500	267,900	309,100
49	225,400	268,900	310,000
50	226,300	269,900	311,500
51	227,200	270,900	313,000
52	228,100	271,800	314,600
53	228,900	272,700	316,200
54	229,800	273,600	317,800
55	230,700	274,500	319,300
56	231,500	275,400	320,800

57	231,800	276,300	322,200
58	232,600	277,200	323,400
59	233,300	278,100	324,500
60	233,900	279,000	325,600
61	234,500	280,000	326,300
62	235,200	281,000	327,200
63	235,800	281,900	328,000
64	236,300	282,800	328,800
65	236,800	283,300	329,600
66	237,300	284,000	330,000
67	237,800	284,700	330,600
68	238,400	285,600	331,300
69	238,900	286,600	332,100
70	239,400	287,400	332,800
71	239,900	288,200	333,500
72	240,400	289,000	334,100
73	240,900	289,700	334,600
74	241,400	290,200	335,200
75	241,800	290,600	335,700
76	242,300	291,000	336,300
77	242,800	291,200	336,600
78	243,300	291,500	337,100
79	243,800	291,700	337,500
80	244,300	292,000	337,900
81	244,700	292,200	338,300
82	245,200	292,400	338,800
83	245,600	292,700	339,300
84	246,000	292,900	339,800
85	246,400	293,200	340,100
86	246,800	293,500	340,500
87	247,200	293,800	341,000
88	247,600	294,100	341,400
89	248,000	294,400	341,700
90	248,500	294,800	342,100
91	248,800	295,100	342,600
92	249,100	295,500	343,000
93	249,400	295,700	343,200
94		295,900	343,600
95		296,200	344,100
96		296,600	344,500
97		296,800	344,700
98		297,100	345,100
99		297,500	345,500

	100		297,900	345,800
	101		298,100	346,100
	102		298,400	346,500
	103		298,800	346,900
	104		299,100	347,300
	105		299,300	347,800
	106		299,600	348,200
	107		300,000	348,600
	108		300,300	349,000
	109		300,500	349,500
	110		300,900	349,900
	111		301,300	350,200
	112		301,600	350,500
	113		301,800	351,000
	114		302,000	351,400
	115		302,300	351,700
	116		302,700	352,000
	117		302,900	352,500
	118		303,100	
	119		303,400	
	120		303,700	
	121		304,100	
	122		304,300	
	123		304,600	
	124		304,900	
	125		305,200	
定年前再任用短時間勤務職員		174,600	213,600	246,800

備考 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される第1条の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則（以下この項及び第4項において「1条改正後規則」という。）第2条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、1条改正後規則第2条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額（当該職員が退職をした日の職務の級及び号給に応じた額に

100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額とする。以下この項において「7割水準額」という。）が当該額に達しない場合にあつては、7割水準額）とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「7割水準額」とする」とあるのは、「7割水準額」に、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員（令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される1条改正後規則第2条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、1条改正後規則第2条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額（当該職員が退職をした日の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額とする。以下この項において「7割水準額」という。）が当該額に達しない場合にあつては、7割水準額）を基礎として、給与条例の適用を受ける暫定再任用短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数を乗じて得た額とする。

5 前3項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与に関し必要な事項は給与条例の適用を受ける者の例による。

（給与改定に伴う在職者の給与の調整）

6 この規則の施行の際現に職員である者については、第2条の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則（以下次項及び第8項において「2条改正後規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

7 2条改正後規則の規定を適用する場合においては、改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、新規則の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置）

8 2条改正後規則の規定の適用については、給与条例の適用を受ける者の例により、必要な調整を行うことができる。

9 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

# 人事委員会規則

職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

## 鳥取県人事委員会規則第45号

職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																						
<p>(第1号会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 給与条例第16条の15第2項第1号に規定する人事委員会で定める額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">月額等の区分</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td style="text-align: right;"><u>180,500円</u></td> </tr> <tr> <td>日額</td> <td style="text-align: right;"><u>10,620円</u></td> </tr> <tr> <td>時間額</td> <td style="text-align: right;"><u>1,390円</u></td> </tr> <tr> <td>勤務1回当たりの額</td> <td style="text-align: right;"><u>23,630円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 給与条例第16条の15第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">月額等の区分</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td style="text-align: right;"><u>394,000円</u></td> </tr> <tr> <td>日額</td> <td style="text-align: right;"><u>19,220円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 給与条例第16条の15第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職務の級及び同号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる職員であるものとした場合に適用を受けるべき給料表の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める職務の級及び同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">給料表</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">職務の級</th> <th colspan="3" style="width: 80%;">報酬の額の上限</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">月額</th> <th style="width: 20%;">日額</th> <th style="width: 20%;">時間額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">教育職 給料表 (1)</td> <td style="text-align: center;">特2級</td> <td style="text-align: right;"><u>436,100</u> 円</td> <td style="text-align: right;"><u>21,270円</u></td> <td style="text-align: right;"><u>2,780円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特2級</td> <td style="text-align: right;"><u>415,700</u> 円</td> <td style="text-align: right;"><u>20,280円</u></td> <td style="text-align: right;"><u>2,650円</u></td> </tr> </tbody> </table>	月額等の区分	金額	月額	<u>180,500円</u>	日額	<u>10,620円</u>	時間額	<u>1,390円</u>	勤務1回当たりの額	<u>23,630円</u>	月額等の区分	金額	月額	<u>394,000円</u>	日額	<u>19,220円</u>	略		給料表	職務の級	報酬の額の上限			月額	日額	時間額	教育職 給料表 (1)	特2級	<u>436,100</u> 円	<u>21,270円</u>	<u>2,780円</u>	特2級	<u>415,700</u> 円	<u>20,280円</u>	<u>2,650円</u>	<p>(第1号会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 給与条例第16条の15第2項第1号に規定する人事委員会で定める額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">月額等の区分</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td style="text-align: right;"><u>173,600円</u></td> </tr> <tr> <td>日額</td> <td style="text-align: right;"><u>10,210円</u></td> </tr> <tr> <td>時間額</td> <td style="text-align: right;"><u>1,340円</u></td> </tr> <tr> <td>勤務1回当たりの額</td> <td style="text-align: right;"><u>22,780円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 給与条例第16条の15第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">月額等の区分</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td style="text-align: right;"><u>393,000円</u></td> </tr> <tr> <td>日額</td> <td style="text-align: right;"><u>19,170円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 給与条例第16条の15第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職務の級及び同号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる職員であるものとした場合に適用を受けるべき給料表の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める職務の級及び同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">給料表</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">職務の級</th> <th colspan="3" style="width: 80%;">報酬の額の上限</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">月額</th> <th style="width: 20%;">日額</th> <th style="width: 20%;">時間額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">教育職 給料表 (1)</td> <td style="text-align: center;">特2級</td> <td style="text-align: right;"><u>434,900</u> 円</td> <td style="text-align: right;"><u>21,210円</u></td> <td style="text-align: right;"><u>2,770円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特2級</td> <td style="text-align: right;"><u>414,600</u> 円</td> <td style="text-align: right;"><u>20,220円</u></td> <td style="text-align: right;"><u>2,640円</u></td> </tr> </tbody> </table>	月額等の区分	金額	月額	<u>173,600円</u>	日額	<u>10,210円</u>	時間額	<u>1,340円</u>	勤務1回当たりの額	<u>22,780円</u>	月額等の区分	金額	月額	<u>393,000円</u>	日額	<u>19,170円</u>	略		給料表	職務の級	報酬の額の上限			月額	日額	時間額	教育職 給料表 (1)	特2級	<u>434,900</u> 円	<u>21,210円</u>	<u>2,770円</u>	特2級	<u>414,600</u> 円	<u>20,220円</u>	<u>2,640円</u>
月額等の区分	金額																																																																						
月額	<u>180,500円</u>																																																																						
日額	<u>10,620円</u>																																																																						
時間額	<u>1,390円</u>																																																																						
勤務1回当たりの額	<u>23,630円</u>																																																																						
月額等の区分	金額																																																																						
月額	<u>394,000円</u>																																																																						
日額	<u>19,220円</u>																																																																						
略																																																																							
給料表	職務の級	報酬の額の上限																																																																					
		月額	日額	時間額																																																																			
教育職 給料表 (1)	特2級	<u>436,100</u> 円	<u>21,270円</u>	<u>2,780円</u>																																																																			
	特2級	<u>415,700</u> 円	<u>20,280円</u>	<u>2,650円</u>																																																																			
月額等の区分	金額																																																																						
月額	<u>173,600円</u>																																																																						
日額	<u>10,210円</u>																																																																						
時間額	<u>1,340円</u>																																																																						
勤務1回当たりの額	<u>22,780円</u>																																																																						
月額等の区分	金額																																																																						
月額	<u>393,000円</u>																																																																						
日額	<u>19,170円</u>																																																																						
略																																																																							
給料表	職務の級	報酬の額の上限																																																																					
		月額	日額	時間額																																																																			
教育職 給料表 (1)	特2級	<u>434,900</u> 円	<u>21,210円</u>	<u>2,770円</u>																																																																			
	特2級	<u>414,600</u> 円	<u>20,220円</u>	<u>2,640円</u>																																																																			

(2)					(2)				
研究職 給料表	3級	<u>406,600</u> 円	<u>19,830円</u>	略	研究職 給料表	3級	<u>405,500</u> 円	<u>19,780円</u>	略
医療職 給料表 (1)	2級	<u>481,800</u> 円	<u>23,500円</u>	<u>3,070円</u>	医療職 給料表 (1)	2級	<u>480,400</u> 円	<u>23,430円</u>	<u>3,060円</u>
医療職 給料表 (2)	5級	<u>388,400</u> 円	<u>18,950円</u>	<u>2,480円</u>	医療職 給料表 (2)	5級	<u>387,400</u> 円	<u>18,900円</u>	<u>2,470円</u>
医療職 給料表 (3)	4級	<u>377,000</u> 円	<u>18,390円</u>	略	医療職 給料表 (3)	4級	<u>375,900</u> 円	<u>18,340円</u>	略
海事職 給料表	4級	<u>433,700</u> 円	<u>21,160円</u>	<u>2,770円</u>	海事職 給料表	4級	<u>432,500</u> 円	<u>21,100円</u>	<u>2,760円</u>
5 略					5 略				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第52号）の施行の日から施行する。

(報酬額改定に伴う在職者の報酬の調整)

- 2 この規則の施行の際現に第1号会計年度任用職員（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の14第1号の規定の適用を受ける会計年度任用職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者として人事委員会が定める者を含む。）である者については、改正後の職員等の給与の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の職員等の給与の支給に関する規則の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。



管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

**鳥取県人事委員会規則第46号**

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表第2（第3条関係）						別表第2（第3条関係）							
給料表	職務の級	区分	管理職手当月額				給料表	職務の級	区分	管理職手当月額			
			特定職を占める職員以外の職員		特定職を占める職員					特定職を占める職員以外の職員		特定職を占める職員	
			定年前再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員				定年前再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員
			職員	職員	職員	職員				職員	職員	職員	職員
行政職給料表	略		117,100円	82,000円	略	行政職給料表	略		116,700円	81,700円	略		
	8級	1種					8級	1種					
	略						略						
略						略							
備考 略						備考 略							

附 則

(施行期日)

1 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第52号）の施行の日から施行する。

(手当額改定に伴う在職者の手当の調整)

2 この規則の施行の際現に職員（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第3条に掲げる給料表の適用を受ける職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者として人事委員会が定める者を含む。）である者については、改正後の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(管理職手当の内払)

3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の管理職手当に関する規則の規定に基づいて支給された管理職手当は、改正後の規則の規定による管理職手当の内払とみなす。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

**鳥取県人事委員会規則第47号**

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条、第7条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	60,000
1年以上2年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	56,000
2年以上3年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	52,000
3年以上4年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	48,000
4年以上5年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	44,000
5年以上6年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	40,000
6年以上7年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	49,300	36,000
7年以上8年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	47,500	33,000
8年以上9年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	45,700	30,000
9年以上10年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	43,900	27,000
10年以上11年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	42,100	24,000
11年以上12年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	40,300	21,000
12年以上13年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	38,500	18,000
13年以上14年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	36,700	15,500
14年以上15年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	35,300	13,000
15年以上16年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	33,900	10,500
16年以上17年未満	411,200	365,500	305,900	249,100	183,400	32,500	8,000
17年以上18年未満	406,800	361,500	302,600	246,500	181,800	31,100	6,000
18年以上19年未満	402,400	357,500	299,300	243,900	180,200	29,700	4,000
19年以上20年未満	398,000	353,500	296,000	241,300	178,600	28,300	2,000
20年以上21年未満	393,600	349,500	292,700	238,700	177,000	26,900	
21年以上22年未満	375,700	333,800	279,700	227,300	168,500	26,300	
22年以上23年未満	355,900	316,600	265,700	215,400	158,700	25,700	
23年以上24年未満	336,600	299,900	252,200	203,400	149,600	24,700	
24年以上25年未満	317,200	283,000	238,300	191,600	139,900	24,100	
25年以上26年未満	297,700	266,100	224,600	179,800	130,700	23,500	
26年以上27年未満	275,000	245,300	207,000	165,400	119,700	22,900	
27年以上28年未満	252,800	224,900	189,900	151,100	109,300	22,300	
28年以上29年未満	230,400	204,500	172,600	136,800	99,000	21,500	
29年以上30年未満	207,600	183,700	155,000	122,500	88,000	21,200	
30年以上31年未満	182,800	161,800	137,000	107,500	77,400	20,800	
31年以上32年未満	157,900	139,900	118,700	92,700	66,300	20,200	
32年以上33年未満	133,300	118,200	100,800	77,500	55,900	19,300	

33年以上34年未満	97,500	88,200	76,200	59,500	42,700	18,400	
34年以上35年未満	62,200	58,400	51,900	41,100	29,500	17,700	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。
- 条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、この表に掲げる額に同項に規定する算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を初任給調整手当の月額とする。

別表第2（第6条、第6条の2、第7条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	290,900	258,700	216,400	176,200	129,500	35,800	42,000
1年以上2年未満	290,900	258,700	216,400	176,200	129,500	35,800	39,200
2年以上3年未満	290,900	258,700	216,400	176,200	129,500	35,800	36,400
3年以上4年未満	290,900	258,700	216,400	176,200	129,500	35,800	33,600
4年以上5年未満	290,900	258,700	216,400	176,200	129,500	35,800	30,800
5年以上6年未満	290,900	258,700	216,400	176,200	129,500	35,800	28,000
6年以上7年未満	290,900	258,700	216,400	176,200	129,500	34,500	25,200
7年以上8年未満	290,900	258,700	216,400	176,200	129,500	33,300	23,100
8年以上9年未満	290,900	258,700	216,400	176,200	129,500	32,000	21,000
9年以上10年未満	290,900	258,700	216,400	176,200	129,500	30,700	18,900
10年以上11年未満	290,900	258,700	216,400	176,200	129,500	29,500	16,800
11年以上12年未満	290,900	258,700	216,400	176,200	129,500	28,200	14,700
12年以上13年未満	290,900	258,700	216,400	176,200	129,500	27,000	12,600
13年以上14年未満	290,900	258,700	216,400	176,200	129,500	25,700	10,900
14年以上15年未満	290,900	258,700	216,400	176,200	129,500	24,700	9,100
15年以上16年未満	290,900	258,700	216,400	176,200	129,500	23,700	7,400
16年以上17年未満	287,800	255,900	214,100	174,400	128,400	22,800	5,600
17年以上18年未満	284,800	253,100	211,800	172,600	127,300	21,800	4,200
18年以上19年未満	281,700	250,300	209,500	170,700	126,100	20,800	2,800
19年以上20年未満	278,600	247,500	207,200	168,900	125,000	19,800	1,400
20年以上21年未満	275,500	244,700	204,900	167,100	123,900	18,800	
21年以上22年未満	263,000	233,700	195,800	159,100	118,000	18,400	
22年以上23年未満	249,100	221,600	186,000	150,800	111,100	18,000	
23年以上24年未満	235,600	209,900	176,500	142,400	104,700	17,300	
24年以上25年未満	222,000	198,100	166,800	134,100	97,900	16,900	
25年以上26年未満	208,400	186,300	157,200	125,900	91,500	16,500	
26年以上27年未満	192,500	171,700	144,900	115,800	83,800	16,000	

27年以上28年未満	177,000	157,400	132,900	105,800	76,500	15,600	
28年以上29年未満	161,300	143,200	120,800	95,800	69,300	15,100	
29年以上30年未満	145,300	128,600	108,500	85,800	61,600	14,800	
30年以上31年未満	128,000	113,300	95,900	75,300	54,200	14,600	
31年以上32年未満	110,500	97,900	83,100	64,900	46,400	14,100	
32年以上33年未満	93,300	82,700	70,600	54,300	39,100	13,500	
33年以上34年未満	68,300	61,700	53,300	41,700	29,900	12,900	
34年以上35年未満	43,500	40,900	36,300	28,800	20,700	12,400	

## 備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。
- 条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、この表に掲げる額に同項に規定する算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を初任給調整手当の月額とする。

## 附 則

## (施行期日)

- この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第52号）の施行の日から施行する。

## (手当額改定に伴う在職者の手当の調整)

- この規則の施行の際現に職員（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第3条に掲げる給料表の適用を受ける職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者として人事委員会が定める者を含む。）である者については、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

## (初任給調整手当の内払)

- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の初任給調整手当の支給に関する規則の規定に基づいて支給された初任給調整手当は、改正後の規則の規定による初任給調整手当の内払とみなす。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

**鳥取県人事委員会規則第48号**

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(加算を受ける職員及び加算割合)</p> <p>第2条の3 <u>条例第16条の4第4項</u>（条例第16条の7第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員で、行政職給料表の職務の級が3級以上の職員に相当する職員として人事委員会規則で定めるものは、別表第1の職員欄に掲げる職員（行政職給料表の適用を受ける職員を除く。）とする。</p> <p>2 <u>条例第16条の4第4項</u>の人事委員会規則で定める職員の区分は、別表第1の職員欄に掲げる職員の区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。</p> <p>第2条の4 <u>条例第16条の4第4項</u>に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、管理職手当に関する規則の規定による管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を占める職員、任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（4号給以上の給料月額を受ける職員に限る。以下「任期付研究員」という。）及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（5号給以上の給料月額を受ける職員に限る。以下「特定任期付職員」という。）とする。</p> <p>2 <u>条例第16条の4第4項</u>に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、管理職手当に係る区分が1種の職を占める職員、任期付研究員のうち6号給以上の給料月額を受ける職員及び特定任期付職員のうち6号給以上の給料月額を受ける職員については、100分の25とし、</p>	<p>(加算を受ける職員及び加算割合)</p> <p>第2条の3 <u>条例第16条の4第5項</u>（条例第16条の7第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員で、行政職給料表の職務の級が3級以上の職員に相当する職員として人事委員会規則で定めるものは、別表第1の職員欄に掲げる職員（行政職給料表の適用を受ける職員を除く。）とする。</p> <p>2 <u>条例第16条の4第5項</u>の人事委員会規則で定める職員の区分は、別表第1の職員欄に掲げる職員の区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。</p> <p>第2条の4 <u>条例第16条の4第5項</u>に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、管理職手当に関する規則の規定による管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を占める職員、任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（4号給以上の給料月額を受ける職員に限る。以下「任期付研究員」という。）及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（5号給以上の給料月額を受ける職員に限る。以下「特定任期付職員」という。）とする。</p> <p>2 <u>条例第16条の4第5項</u>に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、管理職手当に係る区分が1種の職を占める職員、任期付研究員のうち6号給以上の給料月額を受ける職員及び特定任期付職員のうち6号給以上の給料月額を受ける職員については、100分の25とし、</p>

<p>管理職手当に係る区分が2種の職を占める職員、任期付研究員のうち5号給及び4号給の給料月額を受ける職員及び特定任期付職員のうち5号給の給料月額を受ける職員については、100分の15とする。</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の104.5</u>以上<u>100分の180</u>以下(条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員(以下この条において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の128.5</u>以上<u>100分の220</u>以下)</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の97</u>以上<u>100分の104.5</u>未満(特定幹部職員にあつては、<u>100分の112.5</u>以上<u>100分の128.5</u>未満)</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の88.5</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の108.5</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の80.5</u>以下(特定幹部職員にあつては、<u>100分の99.5</u>以下)</p> <p>2 略</p> <p>(第1号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第13条 条例第16条の17第2項において読み替えて準用する<u>条例第16条の4第3項</u>に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる報酬の月額等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>管理職手当に係る区分が2種の職を占める職員、任期付研究員のうち5号給及び4号給の給料月額を受ける職員及び特定任期付職員のうち5号給の給料月額を受ける職員については、100分の15とする。</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の99.5</u>以上<u>100分の170</u>以下(条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員(以下この条において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の123.5</u>以上<u>100分の210</u>以下)</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の92</u>以上<u>100分の99.5</u>未満(特定幹部職員にあつては、<u>100分の107.5</u>以上<u>100分の123.5</u>未満)</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の83.5</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の103.5</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の76</u>以下(特定幹部職員にあつては、<u>100分の94.5</u>以下)</p> <p>2 略</p> <p>(第1号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第13条 条例第16条の17第2項において読み替えて準用する<u>条例第16条の4第4項</u>に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる報酬の月額等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
--	--

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の102</u>以上<u>100分の175</u>以下(条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員(以下この条において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の126</u>以上<u>100分の215</u>以下)</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の94.5</u>以上<u>100分の102</u>未満(特定幹部職員にあつては、<u>100分の110</u>以上<u>100分の126</u>未満)</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の86</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の106</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の78.5</u>以下(特定幹部職員にあつては、<u>100分の97</u>以下)</p> <p>2 略</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の104.5</u>以上<u>100分の180</u>以下(条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員(以下この条において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の128.5</u>以上<u>100分の220</u>以下)</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の97</u>以上<u>100分の104.5</u>未満(特定幹部職員にあつては、<u>100分の112.5</u>以上<u>100分の128.5</u>未満)</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の88.5</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の108.5</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の80.5</u>以下(特定幹部職員にあつては、<u>100分の99.5</u>以下)</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和5年鳥取県条例第52号)の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(勤勉手当の成績率改定に伴う在職者の手当の調整)

- 2 この規則の施行の際現に職員(職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第3条に掲げる給料表の適用を受ける職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者として人事委員会が定める者を含む。)である者については、第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第7条の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(勤勉手当の内払)

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の規則の規定による勤勉手当の内払とみなす。

## 病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年12月26日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

### 鳥取県病院局管理規程第10号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	



30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900			
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500			
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800			
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100			
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400			
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700			
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000			
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			

75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			
111		301,300	350,200			
112		301,600	350,500			
113		301,800	351,000			
114		302,000	351,400			
115		302,300	351,700			
116		302,700	352,000			
117		302,900	352,500			
118		303,100				
119		303,400				

	120		303,700							
	121		304,100							
	122		304,300							
	123		304,600							
	124		304,900							
	125		305,200							
定年前再 任用短時 間勤務職 員		174,600	213,600	246,800	267,400	275,800	287,200	310,500	328,000	366,500

備考 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
28	352,300	415,100	466,600	528,300	

29	354,400	417,200	468,700	529,900
30	356,100	419,300	470,900	531,700
31	357,800	420,900	473,200	533,500
32	359,600	422,600	475,300	535,300
33	361,500	424,500	477,100	536,900
34	363,700	426,000	479,200	538,700
35	365,800	427,800	481,300	540,400
36	367,800	429,600	483,300	542,100
37	369,700	431,500	485,400	543,700
38	371,900	433,500	487,100	545,300
39	374,000	435,300	488,900	546,700
40	376,000	437,200	490,700	548,300
41	378,000	439,000	492,300	549,800
42	378,700	440,700	494,100	551,200
43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900
45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	
55	390,000	462,200	513,100	
56	390,700	463,400	514,400	
57	391,400	464,400	515,400	
58	392,300	465,400	516,200	
59	393,000	466,300	517,000	
60	393,600	467,100	517,800	
61	394,100	467,900	518,700	
62	394,600	468,600	519,500	
63	395,000	469,300	520,400	
64	395,400	469,900	521,200	
65	395,700	470,600	522,100	
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	

	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,400	
	77		477,600	532,200	
	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	
	81		479,900	535,700	
	82		480,400		
	83		480,900		
	84		481,400		
	85		481,800		
定年前再任用短時間勤務職員		277,000	337,300	375,000	393,800

備考 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	

25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		

70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400
86		290,700	326,500	347,300	
87		290,900	326,700	347,600	
88		291,100	327,000	347,900	
89		291,500	327,400	348,300	
90		291,700	327,800	348,600	
91		291,900	328,200	349,000	
92		292,100	328,600	349,300	
93		292,500	328,900	349,700	
94		292,700	329,100	350,000	
95		292,900	329,500	350,300	
96		293,200	329,800	350,600	
97		293,500	330,000	350,900	
98		293,700	330,300	351,300	
99		293,900	330,600	351,700	
100		294,200	330,900	352,100	
101		294,500	331,100	352,600	
102		294,700	331,400	353,000	
103		294,900	331,800	353,400	
104		295,200	332,000	353,800	
105		295,500	332,200	354,300	
106			332,400	354,700	
107			332,800	355,100	
108			333,000	355,500	
109			333,200	356,000	
110			333,600		
111			334,000		
112			334,400		
113			334,600		
114			335,000		

	115			335,400				
	116			335,800				
	117			336,000				
	118			336,400				
	119			336,800				
	120			337,200				
	121			337,400				
	122			337,800				
	123			338,200				
	124			338,600				
	125			338,800				
定年前再任用短時間勤務職員		172,800	206,900	237,200	249,200	271,900	285,000	309,700

備考 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100	



26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		

71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		

116	295,500	326,600	359,600					
117	295,800	326,800	360,000					
118	296,100	327,100	360,400					
119	296,400	327,500	360,900					
120	296,700	327,700	361,400					
121	297,000	327,900	361,800					
122	297,400	328,200	362,300					
123	297,700	328,500	362,800					
124	298,100	328,800	363,300					
125	298,300	329,000	363,600					
126	298,500	329,300	364,100					
127	298,800	329,700	364,600					
128	299,200	329,900	365,100					
129	299,400	330,100	365,400					
130	299,700	330,300						
131	300,100	330,700						
132	300,500	330,900						
133	300,700	331,200						
134	301,000	331,600						
135	301,400	332,000						
136	301,700	332,400						
137	301,900	332,700						
138	302,200	333,100						
139	302,600	333,500						
140	302,900	333,900						
141	303,100	334,200						
142	303,500	334,600						
143	303,900	334,900						
144	304,200	335,300						
145	304,400	335,600						
146	304,600	336,000						
147	304,900	336,400						
148	305,300	336,800						
149	305,500	337,100						
150	305,700	337,500						
151	306,000	337,900						
152	306,300	338,300						
153	306,700	338,600						
154	306,900	339,000						
155	307,100	339,400						
156	307,400	339,800						
157	307,700	340,100						
定年前再任用短時間勤務職員		215,400	238,100	255,800	263,900	275,600	302,300	321,200

備考 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第2の2 特定任期付職員給料表（第3条関係）

号 給	給料月額
1	380,000円
2	427,000円
3	477,000円
4	539,000円
5	615,000円
6	718,000円
7	839,000円

別表第3 現業職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900
	2	163,200	209,700	242,400
	3	164,400	211,400	243,800
	4	165,500	212,900	245,200
	5	166,600	214,400	246,400
	6	167,700	216,200	248,000
	7	168,800	217,900	249,500
	8	169,900	219,600	250,900
	9	170,900	221,100	252,000
	10	172,300	222,600	253,400
	11	173,600	224,100	254,900
	12	174,900	225,600	256,200
	13	176,100	226,800	257,500
	14	177,600	228,200	258,700
	15	179,100	229,600	259,900
	16	180,700	231,000	261,100
	17	181,800	232,400	262,300
	18	183,200	234,000	263,600
	19	184,600	235,500	264,900
	20	186,000	236,900	266,200
	21	187,300	238,100	267,600
	22	189,600	239,700	269,100
	23	191,800	241,200	270,700
	24	194,000	242,600	272,200
	25	196,200	243,600	273,800
	26	197,900	245,100	275,500
	27	199,400	246,400	277,100
	28	200,900	247,600	278,700
	29	202,400	248,700	280,300
30	203,800	249,700	281,800	

31	205,200	250,600	283,300
32	206,600	251,500	284,800
33	208,000	252,400	285,900
34	209,300	253,300	287,500
35	210,600	254,100	289,000
36	211,900	254,900	290,500
37	213,200	255,600	291,900
38	214,400	256,700	293,500
39	215,600	257,900	295,100
40	216,700	259,000	296,700
41	217,800	260,200	298,200
42	218,900	261,400	299,800
43	219,900	262,500	301,300
44	220,900	263,600	302,800
45	221,800	264,700	304,400
46	222,700	265,800	306,000
47	223,600	266,900	307,600
48	224,500	267,900	309,100
49	225,400	268,900	310,000
50	226,300	269,900	311,500
51	227,200	270,900	313,000
52	228,100	271,800	314,600
53	228,900	272,700	316,200
54	229,800	273,600	317,800
55	230,700	274,500	319,300
56	231,500	275,400	320,800
57	231,800	276,300	322,200
58	232,600	277,200	323,400
59	233,300	278,100	324,500
60	233,900	279,000	325,600
61	234,500	280,000	326,300
62	235,200	281,000	327,200
63	235,800	281,900	328,000
64	236,300	282,800	328,800
65	236,800	283,300	329,600
66	237,300	284,000	330,000
67	237,800	284,700	330,600
68	238,400	285,600	331,300
69	238,900	286,600	332,100
70	239,400	287,400	332,800
71	239,900	288,200	333,500
72	240,400	289,000	334,100
73	240,900	289,700	334,600
74	241,400	290,200	335,200
75	241,800	290,600	335,700

76	242,300	291,000	336,300
77	242,800	291,200	336,600
78	243,300	291,500	337,100
79	243,800	291,700	337,500
80	244,300	292,000	337,900
81	244,700	292,200	338,300
82	245,200	292,400	338,800
83	245,600	292,700	339,300
84	246,000	292,900	339,800
85	246,400	293,200	340,100
86	246,800	293,500	340,500
87	247,200	293,800	341,000
88	247,600	294,100	341,400
89	248,000	294,400	341,700
90	248,500	294,800	342,100
91	248,800	295,100	342,600
92	249,100	295,500	343,000
93	249,400	295,700	343,200
94		295,900	343,600
95		296,200	344,100
96		296,600	344,500
97		296,800	344,700
98		297,100	345,100
99		297,500	345,500
100		297,900	345,800
101		298,100	346,100
102		298,400	346,500
103		298,800	346,900
104		299,100	347,300
105		299,300	347,800
106		299,600	348,200
107		300,000	348,600
108		300,300	349,000
109		300,500	349,500
110		300,900	349,900
111		301,300	350,200
112		301,600	350,500
113		301,800	351,000
114		302,000	351,400
115		302,300	351,700
116		302,700	352,000
117		302,900	352,500
118		303,100	
119		303,400	
120		303,700	

	121		304,100	
	122		304,300	
	123		304,600	
	124		304,900	
	125		305,200	
定年前再任用 短時間勤務職 員		174,600	213,600	246,800

備考 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(給与改定に伴う在職者の給与の調整)

2 この規程の施行の際現に職員（病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第3条に掲げる給料表の適用を受ける職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者として管理者が定める者を含む。）である者については、改正後の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（次項において「改正後の病院局給与規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の病院局給与規程の規定を適用する場合には、改正前の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の病院局給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

4 令和5年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

5 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。